

令和2年度

生徒募集要項

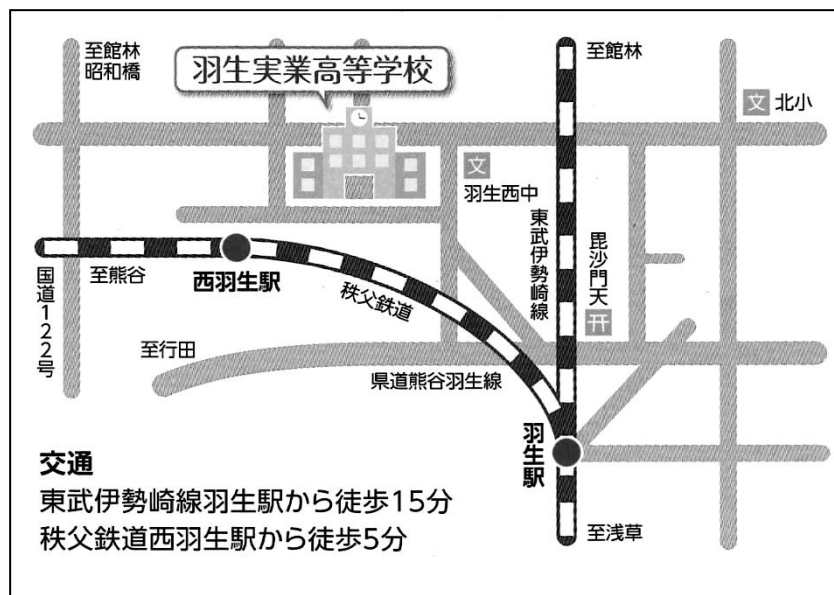


社会に有為な産業人を育成する
埼玉県立羽生実業高等学校

〒348-8502 埼玉県羽生市羽生323番地

TEL.048-561-0341(代) FAX.048-560-1054

<http://www.hajitsu-h.spec.ed.jp>



1 募集人員

園芸科	農業経済科	商業科	ビジネス会計科	情報処理科
共学	共学	共学	共学	共学
40人	40人(1)	40人	40人(1)	40人

- ()内の数字は、転勤等に伴う転編入学者の募集人数であり、募集人員の内数である。
- 帰国生徒特別選抜による募集人員は募集学級数(5名)とし、募集人員の枠内に含まれる。

2 出願資格

出願資格は、次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)、(5)のいずれかに該当する者とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

- (1) 令和2年3月31日までに中学校、若しくはこれに準ずる学校、若しくは義務教育学校を卒業見込みの者、又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者。
- (2) 中学校、若しくはこれに準ずる学校、若しくは義務教育学校を卒業した者、又は中等教育学校の前期課程を修了した者。
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)。
- (4) 原則として保護者とともに県内に居住している者。
- (5) 「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和2年度細部協定書」により出願資格を有する者。

3 出願手続

(1) 出願書類

入学志願者は、下記ア及びイを一括して本校校長に提出する。また、出身中学校長は下記ウを本校校長に1部提出する。

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

入学選考手数料として「入学願書」の所定の位置に**埼玉県収入証紙**(2,200円)を貼り、消印しないで提出する。一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

ウ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

過年度の卒業生が出願する場合、及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法

《持参する場合》

提出期間 令和2年2月17日(月)午前9時から正午まで 及び 午後1時から午後4時30分まで
2月18日(火)午前9時から正午まで

提出方法 本校窓口を持参する。この他に定められた提出書類がある場合は同時に提出する。

《郵送する場合》

提出期間 令和2年2月14日(金)を配達指定日とする。

提出方法 「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとする。
封筒の表には、「入学願書等在中」と朱書きすること。
受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、必要額の切手を貼る。
この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出する。

(3) 受検票の交付

「入学願書」等を受理した後、「受検票」(様式5-2)を交付する。

郵送による提出の場合は、「受検票」を2月17日(月)までに投函する。

(4) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する場合

「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、「入学願書」とともに、本校校長に提出する。

ただし、「自己申告書」を提出できる者は、令和2年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者とする。

なお、「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付すこと。

4 併願及び第2志望

(1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校2校以上に「入学願書」を提出することはできない。

(2) 園芸科と農業経済科との間で、第2志望を認める。また、商業科、情報処理科及びビジネス会計科との間で、第2志望を認める。第2志望を希望する場合の「入学願書」(様式5)の記入に当たっては、「第2志望に関する申告欄」の「あり」の欄に○を付し、志望する学科名を記入する。第2志望を希望しない場合は、「なし」の欄に○を付すこと。

5 志願先変更

(1) 志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先(学校、課程、学科)を変更することができる。

令和2年2月20日(木)	午前9時から正午まで	及び	午後1時から午後4時30分まで
2月21日(金)	午前9時から正午まで	及び	午後1時から午後4時まで

(2) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに出願手続きをとる。ただし上記(1)の期間内に手続きを完了させる。なお、志願先変更の手続きは郵送によることはできない。

(3) 全日制の課程の県立高等学校から、本校に志願先を変更する場合は、改めて入学選考手数料を納入する必要はない。定時制の課程から本校に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に、**不足分の額の埼玉県収入証紙**を貼り、消印しないで提出する。

(4) 本校の学科間における志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を本校校長に提出した後、新たに出願手続きをとること。ただし、上記(1)の期間内に手続きを完了させること。なお、志願先変更の手続きは、郵送によることはできない。

(5) 第2志望のみの変更は上記(4)による。

その際、受検票の備考欄等に「第2志望変更」と記載して交付する。

6 志願取消し

志願を取消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)及び受検票を速やかに本校校長に提出すること。

7 学力検査

- (1)期 日 令和2年2月28日(金)
- (2)会 場 本校
- (3)集 合 午前8時45分 本校体育館
- (4)急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。
- (5)学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (6)学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45~9:20	9:25~10:15 (50分)	休憩	10:35~11:25 (50分)	休憩	11:45~12:35 (50分)	昼食	13:30~14:20 (50分)	休憩	14:40~15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

8 面接

入学志願者に対して、令和2年3月2日(月)に個人面接を実施する。
なお、集合時間及び場所については別途指示する。

9 追検査

- (1)インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、5教科全ての学力検査を受検できなかった志願者は、令和2年3月4日(水)に実施する追検査を受検することができる。
- (2)中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、志願者が追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに「追検査受検願」(様式16)を、令和2年3月2日(月)正午までに本校校長に提出する。
- (3)本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付する。
- (4)追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。
- (5)「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者に対しては、3月2日(月)の面接を実施しない。また、追検査においても面接を実施しない。ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜においては3月4日(水)に面接を実施する。
- (6)追検査の会場は、本校とする。
- (7)追検査の日程、配点等は、学力検査による。

10 選 抜

令和2年度埼玉県公立高等学校入学者選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

11 入学許可候補者の発表

- (1)日時・場所・方法

日 時	令和2年3月9日(月)午前9時	場 所	本校 体育館玄関前
方 法	受検番号を掲示する。 受検票を確認し、選抜結果通知書(様式7)を入学許可候補者に交付する。		

- (2)入学許可候補者は、受検票を持参し、必要書類を受け取る。
- (3)入学許可候補者の受検番号一覧をホームページに掲載する。掲載時刻等の詳細は別に定める。
- (4)入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に提出する。